

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：いの町長、いの町議会議員、いの町教育委員会、

いの町選挙管理委員会委員長、いの町農業委員会会長、いの町水道事業者

* 「男女の給与の差異」は、各区分の男女別の給与の総額を元に算出しています。

1. 全職員に係る情報

所属区分	職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	任期の定めのない常勤職員	89.1%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	131.8%
	全職員	75.2%
病院	任期の定めのない常勤職員	84.3%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	162.0%
	全職員	129.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

所属区分	役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	本庁課長相当職	101.9%
	本庁課長補佐相当職	97.4%
	本庁係長相当職	98.6%
病院	本庁課長相当職	75.3%
	本庁課長補佐相当職	—
	本庁係長相当職	129.7%

(2) 勤続年数別

所属区分	勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
病院以外	36年以上	94.8%
	31～35年	94.5%
	26～30年	90.4%
	21～25年	90.7%
	16～20年	79.4%
	11～15年	94.7%
	6～10年	100.2%
	1～5年	102.6%
病院	36年以上	—
	31～35年	92.5%
	26～30年	94.5%
	21～25年	88.7%
	16～20年	—
	11～15年	99.1%
	6～10年	90.0%
	1～5年	75.9%

病院の36年以上、16～20年の差異がーの理由は、男性職員が不在のためである。

【説明欄】

病院以外の職場において、全職員の給与の差異は75.2%となっており女性の給与割合が低い要因の一つとして、短時間勤務の会計年度任用職員の割合が高いことが影響している。

役職段階別に見ると、病院以外の職場では男女間の給与差は比較的小さいものの、病院においては課長相当職で75.3%と差が大きくなる傾向がある。これは、職種による給与の差が主な要因と考えられる。

また、勤続年数別に見ると、病院以外の女性の給与割合が低い理由として、女性の管理職の割合が低いことや、扶養手当や住居手当の支給割合が低いことが挙げられる。具体的には、男性の扶養手当支給割合は71%、住居手当支給割合は54%である。

さらに、勤続16から20年の女性の給与割合が特に低いのは、この階層において係長以上の役職に就いている女性の割合が男性に比べて少ないことも一因と考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。